生活困窮者等一時居住支援事業 (公益事業)

【問合せ先】

地域福祉課:053-583-1423

事業目的

一定の住居を持たない方に対し、当会の宿舎や施設の空き部屋等を活用し、一定期間宿泊場所の供与並びに必要 に応じて食事の提供等を行い、日常生活の支援を行うとともに、社会的な自立を促して安定した生活が営めるよう援 助します。

対象者

○ 仕事の解雇や家賃滞納により住宅退去となった方又は住宅退去となるおそれがある方

- ホームレスやハウスレス、ネットカフェ等といった不安定な場をやむを得ず起居の場としている方
- DV被害により住まいを失った方 等々
 - ※ お住まいの市町が実施している緊急的な住まい対策(一時生活支援事業、ホームレス対策事業等)の対象にな る方は非該当となります。
 - ※ すでに生活保護を受給している方や資産が十分にある方については原則非該当となります。

利用期間

原則として6ヶ月を上限とします。但し特別な事情がある場合は、協議を経て最長3ヶ月延長できます。

利用料金及びサービス

宿泊費は原則無料ですが、収入状況により料金が発生する場合があります。

また、食費や水道光熱費等については、ご自身の負担となります。

必要に応じて、サービス利用期間中の健康状態の確認や各種生活相談等を実施します。

